

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一 無線設備規則(以下「設備規則」という。)第十四条の二第一項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 「1 10 略」 11 五・二(低帯高出力データ通信システムの陸上移動局又は携帯局)に使用するための無線設備 「二 略」	一 「同上」 「1 10 同上」 11 五・二(低帯高出力データ通信システムの陸上移動局)に使用するための無線設備 「二 同上」
備考 表中の「 」の記載は注記である。	